

報 道 資 料

平成16年5月10日

奈良市児童虐待防止ネットワークの設置について

1. 目 的

昨今虐待による悲惨な事件が数多く報道されているように、児童虐待が深刻な社会問題となり、この5年間で2倍に急増している背景には様々な要因があり、家庭の子育て力の低下や夫婦の不和、家計の事情など子育て環境の悪化から、身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレスト（保護の怠慢、養育の放棄）に繋がることに対応していくため、関係機関及び民間団体が連携を図り、早期発見、迅速かつ適切な支援及び保護に努めるとともに、虐待防止に関する啓発などの事業を推進するため、「奈良市児童虐待防止ネットワーク」を設置しました。

2. 資 料

- ・ 奈良市児童虐待防止ネットワーク設置要綱（別紙）

担当課 保健福祉部児童課

電 話 内線 2850

別 紙

奈良市児童虐待防止ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 奈良市児童虐待防止ネットワークは、奈良市、又はそれに関連する福祉、教育、保健、医療、司法等の各機関が連携して児童虐待防止とその啓発を行う。また、児童虐待を早期に発見し、児童とその家族への支援を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この要綱に基づく組織の名称は、奈良市児童虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)とする。

(構成)

第3条 ネットワークは、次の各号に掲げる機関・団体等をもって組織する。

- (1) 奈良市医師会
- (2) 奈良市歯科医師会
- (3) 奈良県中央こども家庭相談センター
こども相談課
女性相談課
- (4) 奈良市民生児童委員協議会連合会
- (5) 奈良市顧問弁護士
- (6) 奈良警察署・奈良西警察署
- (7) 奈良人権擁護委員協議会第一部会
- (8) 奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」
- (9) 奈良市社会福祉協議会
- (10) 奈良市
男女共同参画課
障がい福祉課
保育課
保護課
保健所(健康増進課)
児童課
- (11) 奈良市教育委員会
学校教育課
少年指導センター
社会教育課
- (12) その他必要とする関係機関(者)

(活動内容)

第4条 ネットワークは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 児童虐待防止のための支援
- (2) 被虐待児童の発見からサポートに至るシステムの構築及び実践
- (3) 児童虐待についての地域社会への啓発活動
- (4) 児童虐待についての情報交換及び研修
- (5) 前各号を推進するための幅広い関係機関・団体との連携

(会議)

第5条 このネットワークは以下の会議で構成し、開催及び運営にあたる。

- (1) 代表者会議：構成機関・団体の代表者で構成(年1～2回)。ネットワークの活動報告や課題の討議を行う。
- (2) 実務者会議：実務者で構成。虐待事例の対応向上のための研修や課題検討を行う。
- (3) 個別事例検討会議：虐待事例の通報があれば随時開催。

2 これら会議の招集は、代表者会議については保健福祉部長が、実務者会議及び個別事例検討会議については児童課長が行う。

(事務局)

第6条 このネットワークの事務局は奈良市児童課に置く。

2 事務局運営を円滑かつ効果的に実施できるよう、奈良市男女共同参画課、保育課、健康増進課、学校教育課、少年指導センター、児童課によるワーキング会議で連絡調整を行う。

(守秘義務)

第7条 ネットワークの構成者及び会議に出席した者は、会議及び活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表者会議で決定する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。